

展示「明治のなかの江戸時代」

平成 21 年 11 月 10 日 ~ 12 月 11 日



「江州高島郡大田村御普請所明細帳」

延享 2 年 (1745 年)
幕末まで大和郡山藩領だった高島郡諸村の普請明細帳のうち。庄屋・年寄ら村役人が署名・押印して藩に提出したもの。明治 4 年 (1871 年)以降、これらの村々は郡山県 長浜県 (明治 5 年) 犬上県と管轄が移ったため、最終的に滋賀県に引き継がれた。

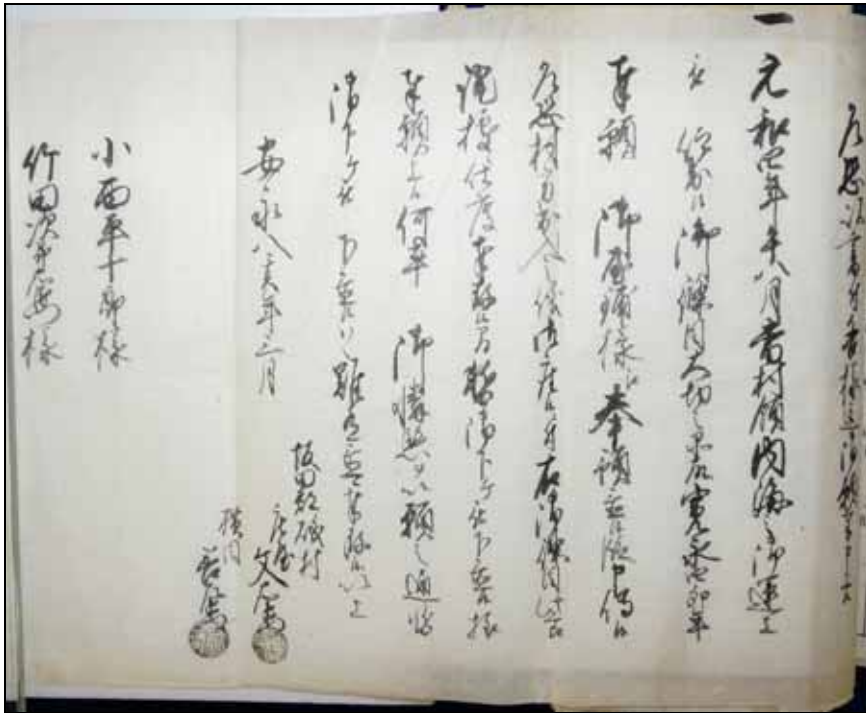


(包紙)

「長浜城跡堀出入につき証文」

享保 9 年 (1724 年)

長浜城廃絶後に長浜町年寄と周辺の数ヶ村により田畠とされていた跡地(「堀」と書かれている)を巡って、長浜町年寄と三ツ屋村が争った。その結果、彦根藩検使の裁定を受けて和解し、この証文とともに絵図を提出している。



「元和 4 年内海運上条目
の下げ渡し願」

安永 8 年(1779 年) 坂田郡磯村が、争論に際しての証拠書類とするため、元和 4 年(1804 年)に彦根藩から渡された条目を一時返却してほしいと願う文書。「内海運上条目」とは入江内湖での漁労権・藻草採取権の許可およびそれに伴う税を定めたものらしい。磯村は重要書類であるこの条目を、寛永

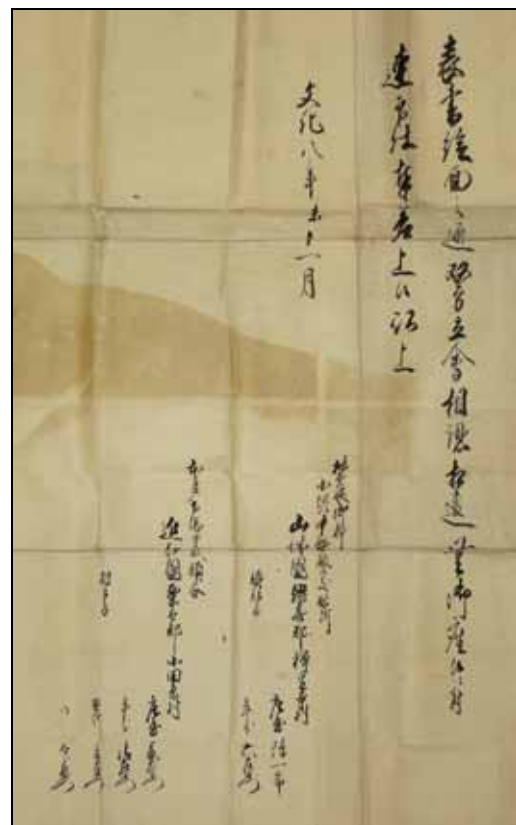
4 年(1627 年)から彦根藩家老に預けていた。この条目はその後犬上県から滋賀県に引き継がれ、明治はじめの他村との訴訟時にも一時返却されたようである。

「山城国綴喜郡禅定寺村・近江国栗太郡
小田原村領境杭論立会絵図」

(裏書、部分)

文化 8 年(1811 年)

禅定寺村(宇治田原町)が小田原村(大津市)を訴えた山論(山の境界争い)のさい、両村立会で作成し京都町奉行所に提出した絵図の控。この山論は文化 7 年(1810 年)に始まり、天保 12 年(1841 年)まで続いた。

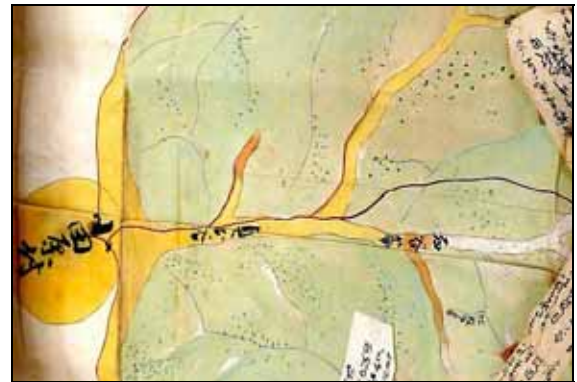
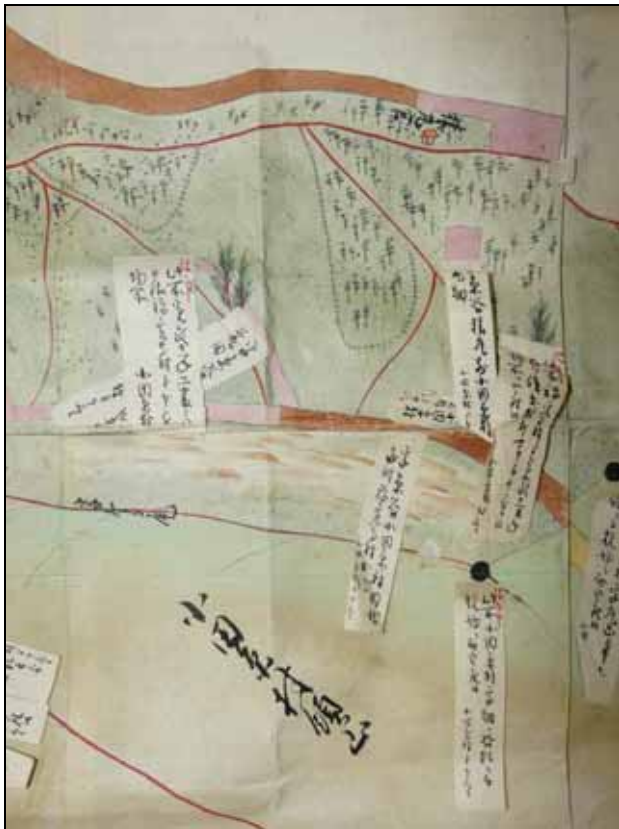




「山城国綴喜郡禅定寺村・近江国栗太郡小田原村領境杭論立会絵図」(部分)

文化8年(1811年)

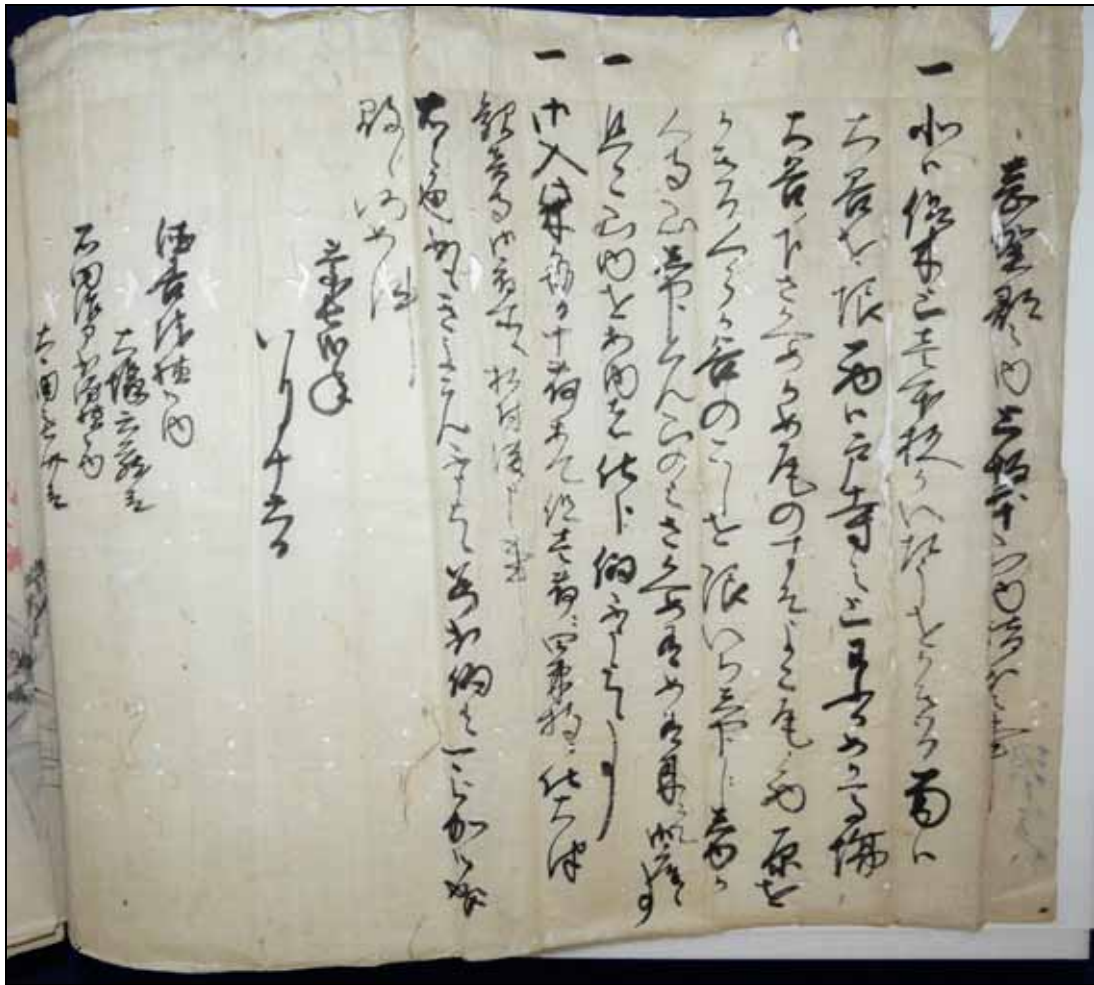
禅定寺村が主張する杭跡(黒丸)を記す絵図【左図】の上に、小田原村が主張する杭跡(赤丸)を記す絵図【上図】を重ねる。黒丸・赤丸の下の附箋には、小田原村の言い分が記されている。



—	●	●	●	●	●	●	●	●
此色 道	此色 水	此色 小田原村荒田畑	此色 小田原村田畑	此色 禅定寺村荒田畑	此色 禅定寺村田畑	此色 小田原村と云杭跡指示	此色 相合小田原村領山	此色 禅定寺村と云領境を杭跡

【上図】谷筋に沿って道路のように細長くのびる黄色の部分の小田原村田畑。その先端のオレンジ色の部分は禅定寺村田畑。

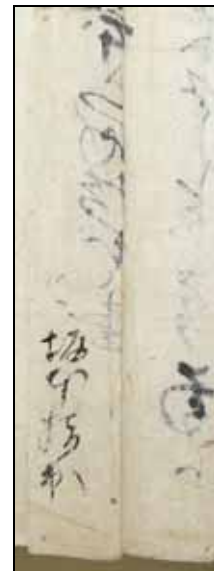
【左】絵図の凡例



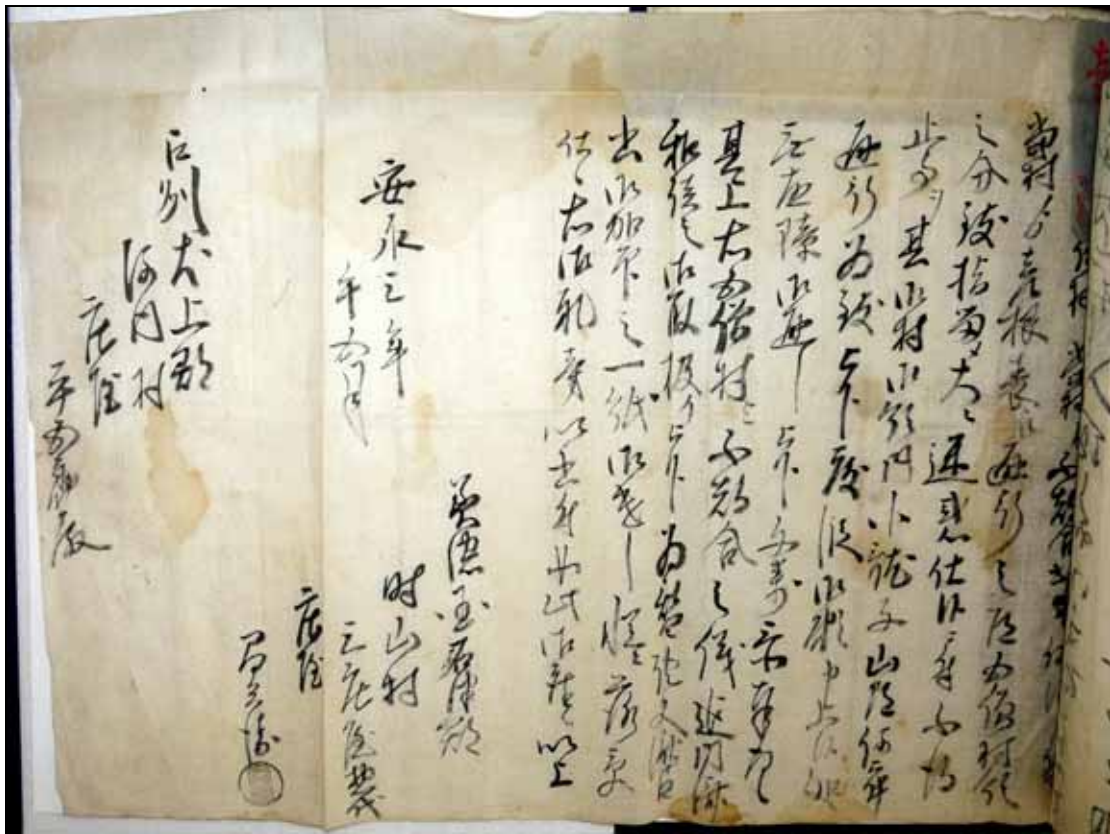
「志賀郡之内上坂本山内指出之事」

慶長2年(1597年)

坂本から徳善院(前田玄以)・石田治部少輔(三成)・長束大蔵(正家)の各家来に宛てた指出の写。指出とはこれまでの税額などを自己申告したもの。末尾には、もし嘘偽りを言えば「御成敗を加えらるべく候」とある。「御入柴毎日十荷」が坂本からの納入額となっている。字体からすると江戸時代前期の写か。明治初期に比叡山内の京都・滋賀の府県境確定の材料として、上坂本村から滋賀県に提出されたもの。



(端裏書)



「時山村より河内村への礼状」

安永 3 年（1774 年）

美濃国石津郡時山村が、近江国犬上郡^{ごそう}五僧村との争いに関して便宜を図ってくれた犬上郡^{かわち}河内村に出した礼状。明治初期に河内村と五僧村の間で起こった山論^{さんろん}（山の境界争い）のさい、河内村が自村の正当性を証明する資料として滋賀県に提出した。争点となっていた「小龍子^{こりゅうし}」という地が「其御村御領内」、つまり河内村内にあると読める箇所がある。